

ウル第三王朝時代におけるラガシュ都市

—エンシと諸神殿組織—

前 川 和 也

は じ め に

本稿の目的は、ウル第三王朝時代における中央王権とラガシュ都市のエンシ（エンシはもとは都市国家の世襲的支配者を意味する語であった）との関係、そしてエンシと都市内の諸神殿との関係、をごく大づかみに把握することにある。ウル第三王朝時代とは、シュメール都市国家群を統合成立したセム系アッカド王朝崩壊後の、ウルを首都とするシュメール人による統一王朝の時代を指す。したがってこの時代の泥章から、かつての都市国家が独立性を喪失した姿をみることはできないはずである。都市のうちにはいかなる変化が生じているのか。そしてウル王権は地方都市をどのように掌握しているのか。

しかしながら、従来の研究は都市国家時代（初期王朝期）までに集中してきた。オリエント各時代中最も多数の出土泥章が存在するにもかかわらず、ウル第三王朝時代の経済組織についての徹底的研究は、いまだない¹⁾。本稿は、この時代における都市の諸類型を抽出するための第一の作業として、出土泥章が最も変化に富み、しかも都市国家時代末についてすでに精緻に研究されているラガシュを考察の対象とする²⁾。

なおラガシュ都市全体像の再構成を可能ならしめる長大な泥章は、ほとんどすべてウル王朝第2代の王シュルギ治世第30年頃より第3代王アマル・シン治世前半にかけて作成されたものが発見されている。ウル王朝後半の年代を有する泥章は、小形のものが多し。この現象がたんに発掘時の偶然性によるものか、それとも他に原因を求めべきかはいまだ明確にし得ないけれども、さしあたって本稿ではシュルギよりアマル・シン王時代にかけてのラガシュに、考察を限定したい³⁾。

かつてクラウスが、ウル第三王朝時代の泥章が従来「神殿文書」と称されてきたこと

の根拠のなさをつき、これらが実は都市の行政文書であることを指摘した⁴⁷。彼の本来の課題であったはずの「神殿の役割」について十分な解答が与えられたとは言い難いけれども、ラガシュ出土泥章が「神殿文書」ではないことは、彼の主張するとおりであろう。なんとなれば、一枚の泥章内に最高神殿ニンギルス神殿以下都市の主要神殿がすべて画一的に書き込まれている例が多く存在し、したがって泥章はこれら神殿には所属していない——都市の最高行政官エンシの官庁に所属している——書記によって記されたものであることが、容易に理解できるからである。

出土泥章がかかる性格をもつエンシの行政文書であるとすれば、都市国家時代の研究とは異なった視角から、この時代のラガシュの構造を分析することが可能となる。ダイメル以来研究された都市国家時代末の文書群の内容は主としてバウ神殿ないし王妃の世帯を中心とするものであり、他神殿の規模その組織等について詳細な知識を得ることが困難であった。これに対しウル第三王朝時代の長大な泥章からは、ニンギルスをはじめとする諸神殿の組織を中核として構成されるラガシュを巨視的に把握することができよう。単一事項のみを記したごく小形の泥章も、もちろん無数に存在はする。しかしながら、小形泥章がまとめられて最後に年度の総会計表が作成されているのである。したがってラガシュ都市全体像を描くためには、まず諸神殿の会計がまとめられている長大な総会計表を発見し、これを検討することが必要である。

本章においては、まず第一にアマル・シン王治世第2年に作成された2枚の泥章を紹介しなければならない。CT X 12922 にはラガシュの主要な神殿毎に「直営地の大麦」(še-gán-gud) および「農夫のクルの大麦」(še-kur₆-ra-engar) 量が記され、最後に両者が合計されて「(神殿の) šabra および sangu 達による総収穫量」(še-giš-è-a-nigin-ba-šabra-sangu-ne) と注記されている⁴⁹。そしてこの CT X 12922 の「直営地の大麦」総量 23 gur₇ 1866 gur 47 sila (21,386.67 kl, 118,560 石) が、そのまま CT VII 12926 の冒頭部分に転記されているのである。CT VII 12926 にはこの他にあと数項目の大麦量が書き加えられ、合計収入量は 27 gur₇ 2395 gur 52 sila (25,157.74 kl, 139,460 石)にのぼる。後半はこの大麦量の支出内訳けであり、末尾には「ギルスにおける全大麦量」(še-nigin-ba-šà-Gír-su^{ki}) と書かれている。

さて第一の CT X 12922 に登場する神殿のみで、当時のラガシュに存在する全神殿が表現されている、と考えてよい。第3表はこの CT X 12922 も含め手元にある8枚の総会計表内の神殿名を整理したものである⁵⁰。これらは HL 372 をのぞき、いずれもシュルギ王治世第47年以降連続4年間に作成されている。そして8枚ともほぼ同一の神

第1表 (CT X 12922)

収稈量 神殿	直営地の大麦 (še-gán-gud)	農夫のクルの大麦 (še-kur ₆ -ra-engar)	収稈量合計 (še-gán-gud と še-kur ₆ -ra-engar の和)
ニンギルス	3 gur ₇ 2633 gur 131 sila	680 gur	3 gur ₇ 3313 gur 131 sila (3,565.05 kl)
シャブラ	1 649 160	286	1 935 160 (1,145.68)
ナンシェおよびシャブラ	3 639 47	698	3 1337 47 (3,065.85)
ニンマル, バガ イナンナ, ガ トウムドゥグ	6 2847 141	800	7 47 141 (6,377.51)
ドゥムジ	2 497 183	364	[2 861 183] (2,036.36)
ニンダラ	2554 190	184	2738 190 (691.78)
シュルギ	[2 1571 240]	[191]+249	[2 2011 240] (2,326.90)
ナムカニ	1 435 120	370	1 805 120 (1,112.80)
ニンギッシュ ダおよびガル アリム	1 1059 80	403	1 1462 80 (1,278.73)
ウルカル	3146 140	200	3346 140 (845.32)
še-É(GÁN?)- KIN-GÁ*	231 115		231 115 (58.45)
合計	23 gur ₇ 1866 gur 47 sila (21,386.67kl, 118,560石)	1 gur ₇ 825 gur (1,117.76kl, 6,200石)	24 gur ₇ 2691 gur 47 sila (22,504.43 kl, 124,750石)

* 語義不明。さしあたって še-gán-gud に含めて計算しておいた。

殿名が記されていることを確認できるであろう。いずれも他の泥章に頻繁に登場するものばかりであり、都市の主要神殿と考えられる。

ただイナンナおよびバガの2神殿が TUT 5, CT IX 14318, そして3年後の HSS IV 4 になく、またガトウムドゥグ神殿の名が HSS IV 4 がない。しかしながらまず TUT 5, CT IX 14318 においては、少なくともイナンナ神殿はガルアリム神殿の会計内に含まれていることを知ることができるのである。

CT IX 14318 と次年の CT V 12912 は大麦貸付け (še-ḥar-ra) に関する泥章である。前者には貸付け量、後者にはおそらくその返却量が書かれており、両泥章の神殿毎の数字は、ガルアリム神殿以外は一致する⁷⁾。ところが CT V 12912 のガルアリム神殿の数字にイナンナおよび他1神殿の数字を加えれば、CT IX 14318 のガルアリム神殿の数字となる。つまり CT IX 14318 においては、イナンナ神殿の会計はガルアリ

第2表 (CT VII 12926)

A. 収入の部

項 目		大 麦 量			
新会計の大麦	直営地の大麦	23 gur ₇	1866 gur	47 sila	(21,386.67 kl)
	A-SAG-UŠ の大麦	1902	20	(480.46)
旧会計の大麦		3	2226	285	(3,290.61)
合 計		27 gur ₇	2395 gur	52 sila	(25,157.74 kl, 139,460 石)

B. 支出の部

項 目		大 麦 量			
バルの支出		13 gur ₇	2990 gur	161 ½ sila	(12,577.09 kl)
(神殿への) 奉納および 大麦給付	ギルス地区において	3	1470	195 ⅔	(3,099.57)
	ニーナ地区に到る運河の首	1	2842	187	(1,627.41)
	グアバ地区において	3	526	140	(2,861.07)
直営地播種用大麦	gán-uru ₄ -a	1	1473	251	(1,281.65)
	gán-bal-a		117	180	(29.71)
耕牛用大麦			86	120	(21.82)
数コラムタブレット欠損*					
エンリル神の大麦		4			(3,637.44)
合 計		28 gur ₇	3061 gur	143 ⅔ sila	(26,235.41 kl, 145,440 石)
不 足 分		1	666	91 ⅔	(1,077.67 kl, 5,970 石)

* 破損部には 1 gur₇; 753 gur 108 ⅔ sila (1,099.66 kl) の大麦支出が書かれていたはずである。
「エリンが受取った大麦」(še-erín-e-šu-ti-a) が、わずかながら読みとれる。

ム神殿の会計内にまとめられているのである。そしてアマル・シン王治世1年以降になると、イナンナ神殿は今度はニンマル神殿と関連せしめられていることが、CT X 12922 および TUT 111 より確められる。したがって、この2泥章と同年の HSS IV 4 にはニンマル神殿とのみ書かれているけれども、実はニンマル、バガ、イナンナ、ガトゥムドゥグ4神殿の会計が総括されていることも理解されるであろう。

とすれば、ラガシュ内に存在する他の群小神殿、たとえばバウ神殿、の名がこの8枚の泥章に記されていないことも容易に首肯できる。それら群小神殿の会計は、実は第3表中の主要神殿の会計内に含まれているのである。ちょうどイナンナ神殿の会計が

第3表 (総会計表における神殿名)*

タブレット番号	CTIX 14318 TUT 5	CTV 12912	STA 27	HSS IV 4	CTX 12922 TUT 111	HL 372
タブレット作成年	シュルギ王 治世47年	シュルギ王 治世48年 (治世末年)	アマル・シン 王治世1年	アマル・シン 王治世2年	アマル・シン 王治世2年	不明
神 殿	ニンギルス	[ニンギルス]	ニンギルス	ニンギルス	ニンギルス	ニンギルス
	シャブラ	[シャブラ]	シャブラ		シャブラ	シャブラ
	ナンシェ	ナンシェ	ナンシェ	[ナンシェ]	ナンシェ	ナンシェ
	ニンマル	ニンマル	ニンマル (および) イナンナ	ニンマル	ニンマル イナンナ バガおよび ガトゥムド ウグ	ニンマル イナンナ バガ
	ガトゥムド ウグ	ガトゥムド ウグ	[ガトゥム ドゥグ]			ガトゥムド ウグ
	ドゥムジ	ドゥムジ	ドゥムジ	ドゥムジ	ドゥムジ	ドゥムジ
	ニンダラ	ニンダラ	ニンダラ	[ニンダラ]	ニンダラ	ニンダラ
	シュルギ	シュルギ	シュルギ	シュルギ	シュルギ	シュルギ
	ナムカニ	ナムカニ	ナムカニ	ナムカニ	ナムカニ	ナムカニ
	ニンギシュ ジダ	ニンギシュ ジダ	ニンギシュ ジダおよび ガル [アリ ム]	ニンギシュ ジダおよび ガルアリム	ニンギシュ ジダおよび ガルアリム	ニンギシュ ジダ
	ガルアリム	ガルアリム イナンナ 他不明				ガルアリム
	ウルカル	ウルカル	[ウルカル]	ウルカル	ウルカル	ウルカル

* タブレットの記述内容は省略。神殿名のみ整理した。

CT IX 14318, TUT 5 においてはガルアリム神殿, また HSS IV 4 においてはニンマル神殿の会計中に存在していたように。したがって「(神殿の) šabra および sangu 達による総収穫量」を記した CT X 12922 内の神殿で, ラガシュの全神殿が代表されていると考えることができる。

CT X 12922 に全神殿の直営地収穫量が記されているとすれば, その大麦量が収入の大部分を占めている CT VII 12926 はいかなる意味を有しているのであろうか。支出諸項目を詳しく検討してみよう。まず第一の支出として, 全大麦量のほぼ50%にあたる 13 gur₇ 2990 gur 161½ sila (12,577.09 kl 63,720 石) が「バルの支出」(zi-gabal-a) とされている⁸³。筆者はこの「bal の支出」こそ中央ウル王権, およびシュメー

ル宗教の最高神殿たるエンリル神殿の所在するニップール都市に対して、地方都市ラガシュが負担した大麦量であると考え。そして支出最後の 4 gur₇ (3,637.44 kl, 20,160 石) の「エンリル神の大麦」(še-^dEn-lil-lá) も、やはりニップールのエンリル神殿に輸送されるために、ラガシュ内の「エンリル神の耕地」(a-šà-^dEn-lil-lá) より収穫された大麦量であると想定する。しかしながら、これらの論証には煩雑な手続が必要であって、次章以下においてこれらを論じることとしたい。

さて CT VII 12926 においては第二に、「ギルス地区において」(šà-Gír-su^{ki}), 「グアバ地区において」(šà-Gú-ab-ba^{ki}), 「ニーナ地区に到る運河の首(において)」(gú-íd-Nina^{ki}-šê-gin), それぞれ大量の大麦が「(神殿への) 奉納および大麦給付」(sá-dug₄ še-ba) として支出されている。ところで CT VII 12926 には全神殿の直営地収穫量が収入として記載されていたはずなのであるが、支出諸項目には神殿名がまったく書かれていない。前記 3 項目が諸神殿の所在する地区を表現したものととは考えられない。他にキヌニル (Ki-nu-nir^{ki}), ラガシュ (Lagaš^{ki}) 等の地区が存在しているにもかかわらず、これらが記録されていないからである。また「ニーナ地区に到る運河の首」の表現も奇妙に思われる。しかしながらこれらの章句が、実はラガシュにおける大麦倉庫ないし大麦引渡しの場所を意味していることを、CT V 17751 から確認することができるのである⁹⁹。とすればこの「(神殿への) 奉納および大麦給付」3 項目中に、やはり都市の全神殿への支出が含まれ得ると考えてよからう。現に CT V 12912 より、「ニーナ地区に到る運河の首」には少なくともナンシュ、ドゥムジ、ガトゥムドゥグ、ニンダラの主要 4 神殿が関連していることを知ることができる¹⁰⁰。

ところでこの CT VII 12926 に記されている大麦量は、筆者の知り得る泥章内の数字中で最大に近い¹¹¹。そして前述のごとく、全神殿の直営地収穫量、全神殿への大麦支出量が内に含まれているのであるから、この CT VII 12926 がラガシュにおけるアマル・シン王治世第 2 年度の大麦に関する最終的な泥章である、と推定したい誘惑にかられる。しかしそのためには、ラガシュにおける大麦生産の在り方をより深く検討することが必要とならう。

CT VII 12926 大麦総量の約 85% にあたる 23 gur₇ 1866 gur 47 sila は諸神殿の「直営地の大麦」総量であった。神殿組織が重要な農業生産機構であったことがわかる。そして CT VII 12926 あるいは CT X 12922 には、神殿以外の「直営地の大麦」は書かれていない。ではそれは、都市の直営地は神殿に関連する耕地のみということなのであろうか。これはまた、ラガシュははたして神殿組織のみによって構成されたのであ

るかというダイメル以来の問題にもかかわってくる。

CT X 12922 および CT VII 12926 からは、さらに神殿組織が都市において果し得た役割についての問題を提起することができる。これら2枚の泥章は、ラガシュ全神殿の直営地耕作が都市の最高行政官エンシによって総括監督されたことを示しているのであろう。とすれば、ラガシュにおける神殿組織はまったく自律的に機能しなかったと想定できるのではないか。

いま提起した2つの問題が、ウル第三王朝時代ラガシュを理解するための基底となるべきものであろう。これらについて、そして本章で紹介した CT VII 12926 の有する意義について、以下一試論を提示してみたい。まず次章においては、CT VII 12926 の支出冒頭に記されていた「bal の支出」をとりあげる。

二

首都ウルより出土した泥章のいくつかより、ウルの最高神殿ナンナル神殿に対して、中央王室および地方のエンシ達が奉納物を持参したことを知ることができる。そして地方エンシ達の奉納が「bal のエンシより」(ki-ensi-bal-a-ta) と注記されていることが注目される¹²⁾。「交替」、「順番」、「期間」を意味する bal の語が付されていることから、ヤコブセンは「主要都市のエンシ達が、一年を通じてナンナル神殿の宗教儀式を維持するため、費用供給の役割を順番で引き受けた。」と解釈した。そして彼はシュメールの最高神殿であるニップールのエンリル神殿も同様に地方のエンシ達によって順番に宗教儀式費用が負担された、と考えている¹³⁾。

首都の泥章はこれ以上なにも語らない。しかしながらラガシュ出土泥章を検討することによって、この bal の語が地方都市ラガシュと首都およびニップールとの関係を示すものであることが確められる。たとえば同年に作成された CT X 12235 および TUT 116 に興味ある例を見出すことができる。両泥章ともパンの受渡しを確認した内容のものであり、「第12の月より第13の月まで、2ヶ月間、その bal は1」と末尾に総括されている。前者は Ur-^dBa-ú dumu-Ur-id-edin-na, 後者は Ur-tur dumu-Á-na-mu が会計責任者である。内容を検討しよう。まず CT X 12235 前半には各種のパン収入が書かれ、そして後半には総額 1179 gur 81½ s'la (297.88 kl) のうち 948 gur 25 s'la (248.58 kl) が「王の支出」(zi-ga-lugal) と注記され、残りが一部 Ur-tur dumu-Á-na-mu の会計へ、また一部が Lú-gi-na の会計へ移されたことが記されている。ところで Ur-tur dumu-Á-na-mu は TUT 116 の責任者である。したがって CT X 12235

において「Ur-tur dumu-Á-na-mu の会計へ」(a-ka Ur-tur dumu-Á-na-mu ba-a-gar) とされたパン量が、そのまま TUT 116 に書かれていなければならない。そして TUT 116 を検証すれば、前半収入部に予想どおり同量のパンが「Ur-^d·Ba-ú dumu-Ur-id-edin-na より」とされていることが発見できるのである¹⁴⁾。

さて TUT 116 も CT X 12235 とほぼ同様の内容をもつのであって、合計収入量 1208 gur 208% sila (305.32 kl) のうち 928 gur 207% sila (234.59 kl) が「王の支出」とされ、残りが Nam-*ha*-ni の会計に移されている。つまり「第12の月より第13の月まで、2ヶ月間、その bal は 1」と総括されているこの2泥章はたがいに関連し、そして書き込まれたパン量の大部分は「王の支出」とされているわけである。

さらに見逃がしてはならぬことがある。それは「王の支出」パン量受取りの確認印を押している人物が、両泥章とも「ニップール市民 Lugal-me-lám (Lugal-me-lám dumu-Nibru^{ki}) および Lú-^d·Nin-gír-su dumu-Ur-gar の2名という事実である。ひとりがエンリル神殿の所在都市ニップールの市民であることは注意してよい。他ひとり Lú-^d·Nin-gír-su の身分については泥章からはなにも知り得ないけれども、「(ウル) 王の支出」が記されたものである以上、彼を首都ウルと特殊な関係にある人物と想定することは十分に可能であろう。つまり CT X 12235 そして TUT 116 内の「王の支出」パン量は、ウルおよびニップールに輸送されていたのではなかろうか。

このことは「第11の月より第12の月まで、2ヶ月間、その bal は 1」と総括されている HL 24 よりさらに確認することができる。HL 24 においては草および小灌木 (gišma-nu, éru) が「王の支出」とされている。受取り確認印を押した人物名は書かれていないけれども、この「王の支出」はさらに「王の奉納」、「ウルにおける奉納」、「ニップールにおける支出」に3分されている。つまり「王の支出」は直接ウル王室へ、またウル都市内(おそらくナンナル神殿)へ、そしてニップール(エンリル神殿)へ輸送されていることがわかるのである¹⁵⁾。

第4表において、利用し得た bal テキストをまとめておいた。大部分が「X の月より Y の月まで……その bal は 1」と総括され、品目が「王の支出」の名のもと、ウルおよびニップールに輸送されていることを確かめることができよう。したがって「X の月より Y の月まで……その bal は 1」は、ラガシュの両都市に対する負担担当期間の表現と解釈できる。

ニップールより興味ある一泥章が出土している。この EAH 134 には1年間のそれぞれの月名と共に各地のエンシの名が記されており、ラガシュのエンシは第1の月と第2

ウル第三王朝時代におけるラガシュ都市

第4表 (ラガシュ出土 bal テキスト)

タブレット 番号	タブレット 作成年	bal についての記述	輸 送 品 目	記述・タブ レットより 確認される 都市名	受渡し確認印押捺者
HL 81	シュルギ 王治世第 41年	第1の月より第3の月 まで, 3ヶ月間, 初め の bal	大麦粉	王の支出	不 明
RTC 305	シュルギ 王治世第 44年	第11の月より第12の月 まで, 2ヶ月間, その bal は 1 ラガシュのエンシたる Ur-d.Lama の bal	小灌木, 葦, 大 麦, 女 奴隷 (?)	王の支出 ウルおよび ニップール	記入なし
CT X 12235	シュルギ 王治世第 44年	第12の月より第13の月 まで, 2ヶ月間, その bal は 1	パ ン	王の支出	Lú-d.Nin-gír-su およ びニップール市民 Lu- gal-me-lám
TUT 116	シュルギ 王治世第 44年	第12の月より第13の月 まで, 2ヶ月間, その bal は 1	パ ン	王の支出	Lú-d.Nin-gír-su およ びニップール市民 Lu- gal-me-lám
CT IX 21348	シュルギ 王治世第 46年	第1の月より第5の月 まで, bal は 1	葦	ウル・ウル クおよび ニップール へ葦輸送	記入なし
CT III 13138	シュルギ 王治世第 46年	第3の月24日より第6 の月3日まで, 2ヶ月 と9日, その bal は 1	大 麦	ニップール における牛 のための大 麦	記入なし
CT III 21340	シュルギ 王治世第 46年	第4の月より第5の月 まで, 2ヶ月間, その bal は 1	ビール	王の支出	Lú-d.Nin-gír-su およ びニップール市民 Lu- gal-á-zi-da
HL 24 および 154	シュルギ 王治世第 46年	第11の月より第12の月 まで, 2ヶ月間, その bal は 1	小灌木, 葦	王の支出 ウルおよび ニップール	記入なし
TUT 100	アマル・ シン王治 世第2年	第4の月, 初めの bal	大麦粉	不 明	不 明
AT 69	アマル・ シン王治 世第3年	月名なし, 後半の bal	大豆, その他	王の支出	記入なし
HL 362	アマル・ シン王治 世第5年	アマル・シン王 治世 第 4年12月より翌年第4 の月まで, [5ヶ月間] その bal は [1]	魚	記入なし	記入なし
RTC 306	不 明	不 明	葦	ウルおよび ナダトゥム (?)	Lú-d.Nin-gír-su およ び Lugal-me-lám
HL 240	不 明	不 明	大豆, その他	王の支出	Lú-d.Nin-gír-su およ びニップール市民 Lu- gal-á-zi-da
TUT 113	不 明	不 明	小灌木	不 明	Lú-d.Nin-gír-su およ び []

の月、そして第6の月と第7の月、に割当てられている。泥章の編者ラドウは「割当てられた月間、各地のエンシ達がエンリル神殿においてなんらかの宗教的役割を果さなければならなかったのであろう。」とした¹⁶⁹。EAH 134には月名、エンシ名以外にも書かれていず、もちろん bal の語を見出すことはできない。しかしながら第1の月と第2の月、そして第6の月と第7の月、の2ヶ月間ずつ年2回のラガシュへの割当ては、前述の bal テキスト、たとえば HL 24 の「第11の月より第12の月まで、2ヶ月間、その bal は1」の表現と実によく対応する。すなわち EAH 134 はヤコブセンが示唆しているように、ラガシュをはじめとする各地のエンシ達の貢納担当期間 bal を記したものではないか。ラドウのいう「果すべき宗教的役割」とは、エンリル神殿における宗教儀式費用の負担ではなかったろうか。ウル王室そしてナンナル神殿に対しても、同様にエンシ達が一定期間 (bal) ずつ、交替で貢納したと解釈できるのではあるまいか¹⁷⁰。

ともあれ、ラガシュ出土泥章における bal の語がウルおよびニブプールに対するラガシュの負担担当期間を表わしていることが確認できた。ここで CT VII 12926 の支出冒頭で、全収入の 50% にあたる 13 gur₇ 2990 gur 161½ sila (12,577.09 kl, 69,720 石) が「bal の支出」とされていたことが重大な意味を持つ。この「bal の支出」こそラガシュが両都市に対して負担した大麦と考えることができよう。CT VII 12926 には両都市に輸送されたと書かれていないけれども、ウンマ出土の BIN V 4 には「ウルおよびニブプールにおける bal の支出」(zi-ga-bal-a-ša-Uri^{ki}-ma-ù-ša-Nibru^{ki}) という明確な表現が存在しているのである¹⁸⁰。

CT VII 12926 の支出最後に 4 gur₇ の「エンリル神の大麦」が記されていることはすでに指摘しておいた。後述のごとく、筆者はこれもやはりニブプールに輸送されたと想定する。したがって CT VII 12926 全収入量の 65% がラガシュ外へ送り出されていたことになる。ウル王は生前より神格化され、彼のための神殿が各都市に造られていた¹⁸¹。かかるデスポティックなウル王権、そしてエンリル神殿の有する宗教的権威、の一端が確認されたであろう。

さて記されている大麦量の 50% が首都およびニブプールに輸送されているという事実は、この CT VII 12926 がラガシュの大麦に関する最終的な泥章ではないかとの推定をますます強める。次章以下、神殿組織による直営地耕作を検討しつつ、CT VII 12926 の有する意義をさらに考察してみたい。

三

筆者は第一章において、都市の直営地はすべて神殿に関連する耕地のみであるかという問を提出しておいた。CT X 12922 には、神殿に関連しない耕地は書かれていない。しかしながら、ラガシュには他に「エンシの耕地」が存在し、直営地経営が行なわれているのである。

TUT 4 には計 47 bùr 10¹/₂ iku (302.17 ha) の耕地が「エンシの耕地」と明記されている。さらにエンシの耕作用役牛の数が書かれた AT 38 も存在する。AT 38 の書式が、直営地耕作責任者たる諸神殿の engar 達に役牛を割当てたことを記した泥章群のそれと同一であることに注意したい。つまり諸神殿に engar および配下の耕作労働者 šà-gud 達が所属しているとまったく同様に、エンシの配下にも、やはりその耕地を担当する engar 達が存在しているわけである。

この AT 38 の総括責任者は Ba-ad-da-rí である。ところで CT I 94-10-16,4 では、やはり Ba-ad-da-rí なる人物が 92~97 bùr (584.24~616.00 ha) の直営地耕作の最終責任者とされている²⁰⁾。そして両泥章からは共通する engar 達の名を検出できる。したがって両泥章の Ba-ad-da-rí は同一人物であると断定してよい。とすれば、CT I 94-10-14,4 内の耕地も、やはり TUT 4 のそれと同様に「エンシの耕地」ではないか。明記されていない。しかしながら「エンシの耕作用役牛」が耕作する耕地は「エンシの耕地」以外には考えられないであろう。また「エンシの耕地」と明記されていた TUT 4 の最終責任者 ^dUtu-bar-ra dumu-A-tu も、やはり Ba-ad-da-rí と同様に「エンシの牛」に関係していることを AT 40 から確認できるのである²¹⁾。

ところで現在利用し得る泥章によれば、Ba-ad-da-rí はシュルギ王治世43年に最も早く登場する。当時エンシは Ur-^dLama であった。そしてアマル・シン王第8年 Gù-dé-a のエンシ時代に、彼の名を最後に確めることができる。彼らの間には3名のエンシが交替している²²⁾。10数年にわたり計5名のエンシのもと、同一の総括責任者、同一の engar が確認できる「エンシの耕地」はエンシの私領ではあり得ない。彼の私有する耕地であれば、彼の交替と共に泥章内の人物も当然変動してよいからである。つまりかかる耕地はエンシ職に付随するものとして、ウル王権よりエンシに賦与される耕地と解釈すべきであり、エンシがウル王権の官僚体制に完全に組み込まれていることを示すものである²³⁾。そしてこの耕地の耕作には、エンシ配下の engar, šà-gud 達の他に、やはりエ

第5表

神 殿	耕作最終責任者	直 営					
		大 麦 耕					
		gán-uru ₄ -a			gán-bal-a		
		面積 1 bùr (6.35ha)に つき 1 gur sila 150 sila (378.90 l) 播種の耕地	1 gur 240 sila (454.68 l) 播種の耕地	1 gur 60 sila (303.12 l) 播種の耕地	1 gur 150 sila 播種の耕地	1 gur 240 sila 播種の耕地	1 gur 60 sila 播種の耕地
ニンギルス	Du-du	bùr iku 336 4	bùr iku 149 2	0	bùr iku 6 12	0	0
シャブラ	Ur-d-Ba-ú	181 1	83 14	bùr iku 2 6	7 9	5 bùr	0
ナンシェ	Ur-é-ninnu	214 4¾	121 3	10	18 6	0	0
ニンマル	記入なし	142 6	343 12	0	16	12	0
ガトウムドゥグ	Ur-nigìn-gar	55	37 6	4	3	0	0
ドゥムジ	Pú-ta	126	98	10	0	0	0
ニンダラ	Seš-kal-la	32 15	16 6	0	0	0	0
	Lugal-uru-da	36 6	12 15	0	1 6	0	0
シュルギ	Lugal-sig-gíd	272 15	93 15	3	0	0	0
ナムカニ	Ma-an-sum	97 17	22 6	0	6	0	0
	A-kal-la	74 17	32 4	3 17	0	0	0
ニンギシュジダ	Ur-d-Nin-gír-su	182 12	28 6	0	0	0	0
ガルアリム	Ur-d-Lama	43 6	20 6	3 9	0	0	0
	Ad-da	38	0	4 9	0	0	0
ウルカル	Níg-ú-rum	58 3	39 10½	8	0	0	0
星形の焼印を押し た牛(の耕地) (a-šá)-gud-mul	記入なし	25 10	18 3	475 12¼	0	0	0
エスダル耕地 a-šá-c-su-dar	記入なし	0	0	30 15	0	0	0
合 計		bùr iku 1915 8¾ (12,164.10 ha)	bùr iku 1117 ½ (7,093.57 ha)	bùr iku 555 14¼ (3,529.56 ha)	bùr iku 58 15 (373.62 ha)	17 bùr (107.96 ha)	0

(TUT 5)

地		engar		耕作用役牛		雇 傭 勞 働 者 (lú-hun-gá)	
地	その他の穀物耕地	タブレット末尾の数 (人員数)	1人あたり担当耕地面積	頭 数	飼 料 量 大 麦 量	支 給 大 麦 量 量 總 計	延 べ 人 員 数 推 定
490 bür (3,111.70 ha)	38 bür	62	8.5 bür	21	6 90	gur 275 sila 270	人 人 13,795~16,554
279 12 (1,776.00 ha)	0	40	7.0	10	3	181 100	9,067~10,880
363 13¾ (2,310.05 ha)	0	50	7.3	30	9	169 150	8,475~10,170
514 (3,264.11 ha)	14	60	8.8	10	3	340	17,000~20,400
99 6 (630.81 ha)	4	16	6.5	4	1 60	49 145	2,474~ 2,969
234 (1,485.99 ha)	0	30	7.8	7	2 30	85 240	4,290~ 5,148
49 3 (312.23 ha)	2	7 (8?)	6.4~7.3	1	90	46 [260]	2,343~ 2,812
50 9 (320.70 ha)	2	20	2.6	2	180	13 60	660~ 792
369 12 (2,347.53 ha)	15	50	7.7	18	5 120	151 130	7,572~ 9,086
126 5 (801.91 ha)	0	15	8.4	3	270	5	250~ 300
111 2 (705.60 ha)	0	10+x	?	2	180	54	2,700~ 3,240
211 (1,339.93 ha)	0	30	7.0	6	540	110	5,500~ 6,600
67 3 (426.54 ha)	4	12	5.9	3	270	97 180	4,880~ 5,856
42 9 (269.89 ha)	0	10	4.3	2	180	80	4,000~ 4,800
105 13½ (671.55 ha)	0	15	7.1	5	1 150	39 295	1,999~ 2,399
519 7¼ (3,298.42 ha)	0	記入なし		記入なし	39 ナダトゥムの牛の大麦 2 2 牛を雇った費用	44 120	2,220~ 2,664
30 15 (195.80 ha)	1 12	記入なし		記入なし		0	
3664 bür 2½ iku (23,268.75 ha)	bür iku 80 12 (512.27 ha)	記入なし		124頭 37gur 60sila 飼料用大麦 39gur ナダトゥムの牛の大麦 2gur 2sila 牛を雇った費用	gur 1744 sila 150 (440.66 kl)	人 人 87,225~104,670	

ンシが直接組織しているグループ——たとえば uku-uš-ensí そして捕虜集団 dumu-dí-ba——が動員されたのであった²²⁾。この耕地の持つ意義は再び次章で触れることとし、次に神殿直営地を考察しよう。

TUT 5 は第一章で紹介した CT X 12922, CT VII 12926 の3年前のものであって、諸神殿が耕作を担当した直営地面積が播種大麦量の多少によって3分されて記され、そして播種時の諸費用がまとめられている。末尾には「(神殿の) šabra および sangu 達による総耕地」(gán-uru₄-a-nigin-ba-šabra-sangu-ne)とされている。TUT 5 を整理すれば、第5表のごとくなる²³⁾。

主要神殿がもれなく登場する。これらがラガシュの全神殿を代表していることは、前述した。また書かれている各神殿の直営地面積は、同時期に作成された単独神殿毎の播種テキスト内のそれと、ほぼ一致する。したがって TUT 5 には、ラガシュにおける全神殿の全播種直営地面積が記されていると考えてよい。大麦耕地面積は 3664 bùr 21½ iku (23,268.75 ha), その他の穀物耕地は 80 bùr 12 iku (512.27 ha), 計 3744 bùr 14½ iku (23,781.02 ha) にのぼる。休閒地は含まれていない。直営地休閒地の他に割当地小作地をも考慮すれば、全耕地面積ははるかに広大なものとなるはずである。これは当時のラガシュの規模について重大な問を投げかけることになるが、いまは考察を直営地のみに限定しよう。

注意すべきは神殿毎の耕地とは別に、計 550 bùr 4¼ iku (3,494.22 ha) の「星形の焼印を押した牛(の耕地)」((a-šà-)gud-mul)²³⁾ および「エスダル耕地」(a-šà-e-sudar) が記されていることであろう。全耕地面積の約15%が神殿項目外に登場するわけである。これらの耕地はどう解釈さるべきであろうか。「エンシの耕地」と同様、神殿組織に所属しない人達によって耕作されたのであろうか。

詳細に検討すれば、この2耕地は神殿項目中のそれとはかなり性格を異にすることを発見できる。TUT 5 によれば、耕地 1 bùr (6.35 ha) について 1 gur 60 s'la (303.12 l), 1 gur 150 sila (378.90 l), あるいは 1 gur 240 s'la (454.68 l) の大麦が播種されている。そして神殿項目中の耕地では、1 bùr につき 1 gur 150 sila 播種の耕地が最も多く、1 gur 60 s'la 播種の耕地はほとんど存在していない。ところが「星形の焼印を押した牛(の耕地)」および「エスダル耕地」には、逆に 1 gur 60 s'la 播種の耕地が圧倒的なものである。2耕地の全面積 550 bùr 4¼ iku (3,494.22 ha) のうち 506 bùr 9¼ iku (3,216.57 ha) までが 1 gur 60 sila 播種耕地であり、またそれは TUT 5 における 1 gur 60 s'la 播種耕地全面積の90%を占める。神殿項目中の 1 gur 60 s'la 播種耕地

は、計 49 bùr 5 iku (312.93 ha) にすぎない。

他年度においても、1 bùr につき 1 gur 150 sila, 1 gur 240 sila, 1 gur 60 sila の3種が播種されていた。そして 1 gur 150 sila 播種耕地が最も一般的であることも TUT 5 と同様である。TUT 5 神殿項目中の数字と比較すれば少々比率は高いけれども、1 gur 60 sila 播種耕地が最も小面積であることも変らない²⁷⁾。TUT 5 最後の2耕地のごとくほとんどが 1 gur 60 sila 播種耕地で占められている例は、まったく見出せないのである。

かかる事実の他に、2耕地には耕作時の直接責任者 engar の数が記されていない²⁸⁾。そしてまた神殿毎の項目にはない「ナダトゥムの牛の大麦」(šc-amar-na-da-tum)、「牛を雇った費用」(á-gud-ḥun-gá) が「星形の焼印を押した牛(の耕地)」にのみ書かれている。これら2耕地が特異な性格を持つことが確認されるであろう。

ところで TUT 5 よりさらに3年前の OBTR 256 から、きわめて注目すべき事実を引き出すことができる。第6表は OBTR 256 より耕地面積が記されている部分のみを整理したものである²⁹⁾。シュルギ、ナムカニ、ニンギシュジダ3神殿項目内の耕地には 1 gur 60 sila 播種の耕地がかなり存在している。利用し得る他泥章内の数字と比較すれば、TUT 5 神殿項目で 1 gur 60 sila 播種が占めている割合は低い。したがってこの OBTR 256 3神殿項目の耕地中に 1 gur 60 sila 播種の耕地がかなり存在することも、問題はないように見える。しかし留意しなければならないのは、1 gur 60 sila 播種耕地の大部分が「エンリル神——シュメールの最高神——の耕地」(a-šà-d-En-lil-lá) で占められているという事実である。破損しているナムカニ神殿 A-kal-la の項目にも他ひとりの責任者の場合と同様に 15 bùr (95.26 ha) の 1 gur 60 sila 播種「エンリル神の耕地」が存在していたとすれば、合計 125 bùr 6 iku (795.92 ha) の 1 gur 60 sila 播種耕地の74%にあたる 93 bùr (590.59 ha) が「エンリル神の耕地」ということになる。そして「エンリル神の耕地」は大半が 1 gur 60 sila 播種耕地であり、それ以外には 17 bùr (107.96 ha) の 1 gur 240 sila 播種耕地が存在しているにすぎない。

さらに重大なことは、上記3神殿に関する記述が終り泥章全体の総計が書き始められる前に、つまり3神殿項目内の「エンリル神の耕地」とは別に、125 bùr (793.80 ha) のやはり 1gur 60 sila 播種の「エンリル神の耕地」が記されていることである³⁰⁾。当時のラガシュには、シュメールの最高神エンリルの神殿は存在していないようである³¹⁾。都市内に神殿を持たないエンリルの名を冠された耕地が広く存在し、しかもその大部分が最も一般的でない 1 gur 60 sila 播種耕地で占められていることは重要である。特に3

第6表

神 殿 耕作最終責任者 播種量による耕地の 種類*	シ ュ ル ギ						ナ ム		
	タブレット欠損			Ur-šu-ga-lam-ma			Ma-an-sum		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
ギシュティルドゥギダ耕地 (a-ša-giš-tir-du _g -gíd-da)	bùr iku [36 9]	[0]	[0]	bùr 37	0	0	0	0	0
ギシュティルマヌ耕地 (a-ša-giš-tir-ma-nu)	12 9	0	0	13	0	0	0	0	0
シルガングラ耕地 (a-ša-sir-gán-gu-la)	13	0	0	13	0	0	bùr 34	0	0
イムビアハ耕地 (a-ša-im-bi-a-ba)	75	18	8	50	18	12	0	0	0
スエギドカラム耕地 (a-ša-su-e-gíd-kalam)	0	0	0	13	0	0	0	0	0
イギナ耕地 (a-ša-i-gi-na)	0	0	0	0	0	0	14	0	0
アサグイドゥ耕地 (a-ša-a-sag-i-du)	0	0	0	0	0	0	8	0	0
ギルギル耕地 (a-ša-gír-gír)	0	0	0	0	0	0	0	2	3
エンヌルマ耕地 (a-ša-en-nu-lum-ma)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウルニ耕地 (a-ša-uru-ni)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニンマル神の耕地 (a-ša-d.Nin-mar ^{ki})	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニンギルス神の耕地 (a-ša-d.Nin-gír-su)	0	0	4 6	0	0	5	0	0	0
エンリル神の耕地 (a-ša-d.En-líl-lá)	0	0	15	0	0	12	0	17	15
合 計	137 bùr ha (870.00)	18 bùr ha (114.31)	bùr iku 27 6 ha (173.59)	126 bùr ha (800.15)	18 bùr ha (114.31)	29 bùr ha (184.16)	56 bùr ha (355.62)	19 bùr ha (120.66)	18 bùr ha (114.31)

* A……耕地 1 bùr (6.35 ha) につき 1 gur 150 sila (378.90 l) 播種の大麥耕地

B……1 bùr につき 1 gur 240 sila (454.68 l) 播種の大麥耕地

C……1 bùr につき 1 gur 60 sila (303.12 l) 播種の大麥耕地

神殿項目外に単独で記された 125 bùr の「エンリル神の耕地」はどのように経営されたのであろうか。

TUT 5 において 1 gur 60 sila 播種耕地が神殿項目中にほとんど存在せず、「星形の焼印を押した牛（の耕地）」および「エスダル耕地」に集中していたことが、ここで重要な意義を持つ。つまり OBTR 256 末尾の 125 bùr の「エンリル神の耕地」は、年

(OBTR 256)

カニ			ニンギシュジダ						タブレット末尾の耕地		
A-kal-la			Ur-d.Nin-mar ^{ki}			Ur-d.Gál-alim			記入なし		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
[0]	[0]	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[0]	[0]	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
bùr 33(?)	[0]	[0]	bùr iku 35 9	0	0	bùr iku 14 9	0	0	0	0	0
[0]	[0]	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[0]	[0]	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 2	[0]	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[?]	[?]	[?]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[?]	[?]	[?]	7	0	0	7	0	0	0	0	0
[0]	[0]	[0]	14 6	0	0	36	0	0	0	0	0
[0]	[0]	[0]	12	0	0	[23 12]	0	0	0	0	0
[0]	[0]	[0]	11	10	0		11	0	0	0	0
[0]	[0]	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[?]	[?]	[?]	0	0	18	0	0	18	0	0	125
[?] bùr	[?] bùr	[?] bùr	79 bùr ha (501.68)	10 bùr ha (63.50)	18 bùr ha (114.31)	bùr iku 81 3 ha (515.44)	11 bùr ha (69.85)	18 bùr ha (114.31)	0	0	125 bùr ha (793.80)

度における直営地播種についての最終的な泥章が作成されるさいには、3年後の TUT 5のごとく泥章末尾において「星形の焼印を押した牛（の耕地）」と総括されたのではなからうか。「星形の焼印を押した牛（の耕地）」は、最高神エンリルをはじめとする神々のために、神の印を刻した牛を用いて特に耕作された耕地を指すのではないか。星の形はシュメール語では「神」(dingir)を意味する³²⁾。

そして筆者はこの 125 bùr の「エンリル神の耕地」は、3神殿項目内のそれと同様 3神殿が耕作を担当したと想定したい。CT I 94-10-15,3 にはドゥムジ神殿に所属する計49人の engar が大麦を収穫したことが書かれているが、そのうち9人が担当した

2 耕地のみ、特に「星形の焼印を押した牛の耕地」と注記されている。「星形の焼印を押した牛の耕地」の大麦収穫を、明らかにドゥムジ₁神殿が担当しているのである。したがっていまこの特殊な耕地に含まれると想定した OBTR 256 末尾の「エンリル神の耕地」も、シュルギ、ナムカニ、ニンギシュジダ 3 神殿が耕作を担当したと考えてよい。ではこの耕地は 3 神殿項目内の「エンリル神の耕地」とはどう異なるのであるか。これらの「エンリル神の耕地」、そして同様に神名を有する「ニンマル神の耕地」(a-šà-d^a Nin-mar^{ki})、「ニンギルス神の耕地」(a-šà-d^a Nin-gír-su) は、「星形の焼印を押した牛 (の耕地)」には含まれないのであろうか。

CT I 94-10-15,3 がこの問題にもある程度答えてくれる。泥章において「星形の焼印を押した牛の耕地」とされているのは「クン耕地」(a-šà-kun) および「ニンギルス神の耕地」の 2 耕地である。しかしながら、「ニンギルス神の耕地」はこの「星形の焼印を押した牛の耕地」のみでなく、泥章前半通常部分にも 3 度書き込まれている。ちょうど OBTR 256 において「エンリル神の耕地」が 3 神殿項目内と、末尾の「星形の焼印を押した牛 (の耕地)」と想定した部分に、共に存在しているように。再び TUT 5 「星形の焼印を押した牛 (の耕地)」に注目してみよう。この項目にのみ「ナダトゥムの牛の大麦」および「牛を雇った費用」が書かれているのであった。この特殊な牛 (前者のみ?) が「星形の焼印を押した牛」(gud-mul) ではないか。OBTR 256 においても、末尾 125 bùr の「エンリル神の耕地」にのみかかる特殊な役牛が用いられたから、3 神殿項目内の「エンリル神の耕地」とは区別されたのではないだろうか³³⁾。

TUT 5 「星形の焼印を押した牛 (の耕地)」そして OBTR 256 の 125 bùr の「エンリル神の耕地」が記述上は神殿より切り離され、末尾に単独で書かれていたけれども、実はやはり諸神殿が耕作を担当した耕地であったことが論証されたであろう。ではなぜ TUT 5, OBTR 256 においては「星形の焼印を押した牛 (の耕地)」, 「エンリル神の耕地」が神殿項目外に書かれ、CT I 94-10-15,3 においては「星形の焼印を押した牛の耕地」がドゥムジ₁神殿の内に含められていたのであろうか。TUT 5, OBTR 256 においては耕地への播種が、CT I 94-10-15,3 においては収穫が、記されていたのである。そして「星形の焼印を押した牛」は播種にのみ必要であったはずであり、収穫時にはかかる耕地も他と区別はなかったであろう。またこの耕地といえども、耕作責任者 engar が存在していたはずである。だからこそ播種時にのみこの耕地が他耕地と区別され、そして収穫時にはかかる耕地を担当した神殿所属 engar の名が明示されたのではなかったか。

以上ごく煩雑な手続を経て、TUT 5「星形の焼印を押した牛（の耕地）」は、各神殿が耕作を担当した神のための耕地——「エンリル神の耕地」が大半を占めたと思われる——であることを推論した³⁴⁾。つまり TUT 5 の全耕地 3744 bùr 14½ iku (23,781.02 ha) は、ほぼすべて神殿組織によって耕作されたと考えてよいだろう。神殿項目外にあることをもって、「星形の焼印を押した牛（の耕地）」および「エスダル耕地」が神殿に関連しない耕地であると即断することは慎まなければならない。現に TUT 5 は「(神殿の) šabra および sangu 達による総耕地」(gán-uru₄-a-nigin-ba-šabra-sangu-ne) と総括されているのであった。「(神殿の) šabra および sangu 達による総収穫量」と書かれている CT X 12922 に、実際に神殿に関する大麦収穫のみ記されていたことがあらためて想起さるべきであろう。TUT 111 が諸神殿に所属する人達に関する記述と、直接エンシによって組織されている人達についての記述に2分され、そして前者のみが šabra-sangu-ne と一括されていることも注目される³⁵⁾。やはり šabra-sangu-ne とされている TUT 5 においても、すべて神殿に関連する直営地のみが記されていると考えてまちがいあるまい³⁶⁾。

四

CT X 12922 諸神殿の「直営地の大麦」には、「星形の焼印を押した牛（の耕地）」よりの収穫が内に含まれていると考えてよい。TUT 5 のごとくかかる項目が別個に設けられてはいないけれども、この耕地が神殿組織により耕作され、そして収穫を記した泥章項目内に含まれていることは前述した。CT X 12922 にはかかる特殊な耕地をも含めた諸神殿全直営地よりの収穫が書かれていると考えることができよう。とすれば CT X 12922 の総収穫量 24 gur₇ 2691 gur 47 sìla (22,504.43 kl, 124,750 石) は、3年前に作成された TUT 5 大麦耕地面積 3664 bùr 2½ iku (23,268.75 ha) とほぼ同面積の耕地より収穫されたであろう。面積 1 bùr の平均収穫量は約 24.3 gur となる。当時の土地生産性を考慮すれば、適合的な数字であると思われる³⁷⁾。

そして CT X 12922 の「直営地の大麦」量が収入として転記されていた CT VII 12926 の支出の最後に、4 gur₇ (3,637.44 kl, 20,160 石) の大麦が「エンリル神の大麦」とされていることが、ここで想起される。これこそ「星形の焼印を押した牛（の耕地）」中の「エンリル神の耕地」より収穫され、ニップールのエンリル神殿に輸送された大麦ではないか³⁸⁾。

では「ギルスにおける全大麦量」と総括されたこの CT VII 12926 はいかなる意義

を持つものであろうか。CT X 12922, CT VII 12926 には神殿に関連しない直営地は記されていない。そして現在のところ、収穫が都市の公的財政に組入れられる耕地は他に見出されない。神殿項目外に書かれた TUT 5 末尾の耕地も、諸神殿が耕作を担当する耕地であった。他に「エンシの耕地」が存在はしていた。しかしながらこれはウル王室よりエンシに賦与される耕地と考えられる。その収穫はおそらくエンシの私的な家計内で消費されるものであったろう³⁹⁾。したがって CT VII 12926 を大麦に関する最終的な泥章と考えてさしつかえない⁴⁰⁾。だからこそ大麦量のちょうど50%が「balの支出」としてウルおよびニップールへ、またちょうど4 gur₇が「エンリル神の大麦」としてニップールへ輸送されていたのではなかったか。両者を加えれば全大麦量 27 gur₇ 2395 gur 52 sila (25,157.74 kl, 139,460石)の65%を占める。ラガシュが強大なウル国家権力に組込まれていることが確認される。

さて以上によって、第一章において提起した問題について、ある程度解答が与えられた。すなわち都市の公的財政に組入れられる耕地は、すべて神殿に関連し、また神殿「直営地の大麦」総量が収入の大部分を占めていた CT VII 12926 は、やはり大麦会計の最終的な泥章であった。神殿組織が大麦生産における中核的な機構であることが明らかとなる。しかしながらそれは神殿組織＝都市を意味するものでは、決してない。ラガシュには直接エンシによって組織されている人達が担当した耕地が存在していたことも明らかとなった。労働組織を記した泥章を検討することによって、神殿に所属しない多数の人達の存在はより明確になるのであるが、いまは詳細に論じる余裕はない。最後に第一章で提起した問題の第二、すなわち神殿組織が都市において果し得た役割について簡単に触れておきたい。

諸神殿の「総耕地」を記した TUT 5, 諸神殿耕地の「総収穫量」を記した CT X 12922 は、神殿組織による直営地耕作が、神殿の自律的な活動としてではなく、都市の行政責任者エンシの監督のもとに行なわれたことを示している。耕作のための諸費用、たとえば播種大麦量、役牛費用等の調達ももちろんエンシの裁量によってなされた。これらがエンシのもとより諸神殿に分配されているのを知るためには、先の TUT 5, また HSS IV 29 および TUT 15 を見ればよい⁴¹⁾。耕作諸費用は、実際には該当神殿の関連倉庫より出されることが多かったであろう。また役牛等の死亡により不必要となった大麦は、現実にはその場で他の諸費用に振り向けられるのが通例であったろう。しかしながら会計上では、それらはすべてエンシの恣意により配分され、そして彼のものと返却されたかのごとく記される。

直営地耕作が神殿の枠を越えたエンシの恣意によって行なわれたとすれば、収穫された大麦も該当神殿内部でのみ消費されるものでなく、自由に他神殿支出にも転用され得たことも容易に首肯される⁴²⁾。神殿個有の財政が存在し得たことを示す泥章は検出されない。「ニンギルス神の耕地」等、神名を有する耕地がラガシュには多く存在する。しかし「ニンギルス神の耕地」は必ずしもニンギルス神殿によって耕作されているのではない。むしろ他神殿組織によって耕作されるのが通例である。筆者の知り得る約20の神名を有する耕地のうち、耕地神名と耕作担当神殿名が一致するのは一例に限られる⁴³⁾。神名を有する耕地は、前述の「星形の焼印を押した牛（の耕地）」に属するものをのぞき、他通常耕地とまったく同様に扱われている。したがってこれらは該当神殿個有の土地領ではない。かかる耕地より収穫された大麦が該当神殿に輸送されていたとしても、それは神殿の上位に立つエンシの管理のもとに行なわれていたことを意味している。

また常にチームを編成して運河工事等の労働に従事する erin 組織を検討すれば、ニーナ地区に位置するナンシュ神殿の erin チームと、ラガシュ地区ガトウムドゥグ神殿のそれとが組み合わされ、数ヶ月間同一場所において働いている事実が検出できる⁴⁴⁾。労働組織としての神殿も、神殿、そして神殿の位置する地区の枠を越えたエンシによる労働体制の内でも機能したのであった。ウル第三王朝時代ラガシュの神殿組織は自律的機能を持たず、エンシの経済的下部組織としてのみ働き得たことが確認されよう。

神殿独自の経済的機能の喪失という点では、都市国家時代末においても事態は同様であった。ただ前代の文書とウル第三王朝時代のそれとを区別する大きな差異は、前代にはニンギルスの配偶神殿バウのみに関する文書が多かったのに対し、ウル第三王朝時代の文書においては諸神殿が同格的に取り扱われ、しかもバウ神殿の名がほとんど姿を消すという事実である。そして前代においてバウ神殿と密接に関連すると考えられる「支配者の妃の家」(é-mí) ももはや見出されない。

ラガシュのエンシがウル王権の官僚体制内に組込まれた結果、都市国家時代最後の Uru-ka-gi-na の治世に典型的な、支配者と最高神ニンギルス、そして妃とバウ神、の結合関係が必然的に解き放たれることになった⁴⁵⁾。ウル王権はラガシュ都市支配のために、従来の神殿組織を支配の機構としてそのまま上から利用はする。しかしながら都市支配者の家族関係を神々のパンテオンに連関せしめて自己の支配を正当化した前代の Uru-ka-gi-na のごとき在り方を、もはやウル王権は容認するはずがなかった。ニンギルス神をはじめとする全神殿の上位に立ち、それらを画一的に管理するための忠実な官僚としてのエンシのみを、ウル王権は必要としたのである。この時代にエンシとニンギ

ウル第三王朝時代におけるラガシュ都市

ルス神、エンシの妻とパウ神、の結合関係が見られず、é-mi も姿を消し、またパウ神殿が経済的機能をほとんど果さない秘密は、エンシが一個の官僚に変質したことにある。

お わ り に

いわゆる総会計表をてがかりとして、本稿はウル王権とラガシュのエンシ、そしてエンシと都市内の諸神殿の関係を考察した。エンシが完全にウル王権の官僚体制内に組み込まれていることは、CT VII 12926 全大麦量の65%が都市外へ送り出されていることより確認できる。エンシはもはや都市神と特殊なイデオロギー的結合関係を持たず、諸神殿の上位に立ち、それらを画一的に管理するための官僚に変質していた。もちろん諸神殿組織はただエンシの経済的下部機構として機能し、自律的役割は果し得ない。

諸神殿の「直営地の大麦」総量が都市の大麦収入の大部分を占めていたことより明らかごとく、神殿組織はラガシュにおける農業生産の中核的機構であった。TUT 5によれば、諸神殿組織により播種耕作された直営地総面積は 3744 bùr 14½ iku (23,780 ha) にのぼる。休閒地をも含めれば、はるかに広大な面積となろう。

しかしながらそれは、神殿組織が都市のすべてを占めるということでは決してない。直接エンシによって組織された人達が耕作した耕地——筆者はそれを「エンシの耕地」と推定した——の存在が確認された。そしてまた、おそらく神殿外部より一時的に雇傭される人達 *lú-hun-gá* は多数この時代の泥章より検出される。たとえば TUT 5 においては、のべ 87,225~104,670 人の *lú-hun-gá* が播種時の労働に動員されている。1ヶ月間同一人物が引き続いて労働していたとしても、2971~3486 人が神殿外部より雇傭されていたことになる⁴⁶⁾。

神殿組織に所属しない人達が都市に多数存在していることは、労働組織を記した泥章群よりさらに確認されるはずである。が、もはや本稿で論じることは不可能である。本稿においてはまた、神殿組織内部の構造に立ちいることができなかった。いずれも重要な問題ではあるけれども、ひとまずいまはウル第三王朝時代ラガシュ都市の基本的枠組の再構成作業のみで終りたい。

(筆者は京都大学大学院学生)

註

- 1) 現在改版されつつある Cambridge Ancient History のウル第三王朝時代の執筆担当者ギャドは、「行政経済文書が豊富であるにもかかわらず——豊富であるが故にかえって——王を頂点とする(この時代の)経済組織を十分に描くことは、まだほとんど不可能である。」と述べ

- ている。C. J. Gadd, *Babylonia: C. 2120-1800 B. C.*, 1965, p. 28.
- 2) この時代の泥章は、他に首都ウルをはじめとしてウンマ、ニップール、ブズリシュダガン等から多数出土しているが、いずれも内容的にかなり限定されるようである。
- 3) ウル王朝諸王の治世年代については多くの論説があるが、本稿ではさしあたりファルケンシュタインによる年代を用いておいた。A. Falkenstein, *Die neusumerischen Gerichtsurkunden*, 1er Teil, 1956, S. 3.
- 4) F. R. Kraus, 'Le rôle des temples depuis la troisième dynastie d'Ur jusqu'à la première dynastie de Babylone', *Cahiers d'histoire mondiale*, vol. 1 (1954), pp. 530-1.
- 5) 筆者はウル第三王朝時代の *še-kur₆-ra-engar* を CT IX 17797 および TUT 1 より、直営地収穫の一部を耕作責任者 *engar* およびその配下 *dumu-da-ba*, *dumu-gud-gur* に支給した大麦と解釈する。したがって *še-gán-gud* および *še-kur₆-ra-engar* の和が収穫量となるわけである。なお *še-giš-è-a-šabra-sangu-ne* の *sangu* は神殿の最高官。*šabra* は *sangu* に次ぐ高官とされるが詳細は不明。*šabra-sangu-ne* の表現については、N. Schneider, 'Der *sangu* als Verwaltungsbehörde und Opfergabenspenden im Reiche der dritten Dynastie von Ur' *JCS*, Vol. 1 (1947), S. 138.
- 6) HSS IV 4 の糺者ハシィ (M. Hussey) は、ナンシェ神殿と復元すべきをパウ神殿、ニンダラ神殿とすべきをナンシェ神殿としている。もちろんこれは誤りであり、彼女はウル第三王朝時代にはパウ神殿が重要な役割を果たしていないことを知らない。同年の CT X 12922 および TUT 111 と比較すれば、欠損部が正しく復元できよう。とくに HSS IV 4 と CT X 12922 は、書かれている神殿の順位も一致する。なお STA 27 には、神殿管理者名のみが記入されている場合がある。したがって、他泥章の人名と比較して神殿名の復元を行なった。
- 7) *še-ḥar-ra* の正確な解釈はいまだ不可能。たとえば T. B. Jones and J. W. Snyder, *Sumerian Economic Texts from the Third Dynasty of Ur*, 1961, pp. 249-279. で *še-ḥar-ra* が論じられているが、彼らは CT IX 14318 と CT V 12912 が連関することを知っていない。
- 8) 詳しく計算すれば、「bal の支出」は全収入量の 49.992% となる。
- 9) CT V 17751 には計23の倉庫 (*i-dub*) が「ギルス地区において」、「グアバ地区において」、「ニーナ地区に到る運河の首」に3分類され、そしてそれぞれに大麦が分配されていることが書かれている。注目すべきは *i-dub-igi-gál-Lugal-URU-KÁR^{ki}* が3項目いずれにも存在していることであり、もしこれらが同一の倉庫を指するのであれば、「ギルス地区において」以下の表現は大麦受渡し場所の意と解されるだろう。
- 10) CT V 12912 には都市の主要神殿がすべて登場する。そしてナンシェ、ガトウムドゥグ、ドゥムジ、ニンダラ4神殿の会計がまとめて計算され、最後に「ニーナ地区に到る運河の首」と書かれている。

- 11) CT VII 12926 の大麦量より大きな数字が書かれているのは、筆者の知るかぎり RTC 407 のみ。泥章前半の 35 gur₇ 3000 gur+X が筆者の知り得る最大の数字である。一部欠損しているが、35 gur₇ 3000 gur (32,585.40 kl, 180,640 石) より 36 gur₇ (32,736.96 kl, 181,480 石) までの数字であったことがわかる。なお RTC 407 は当時の土地生産性を知るうえに重要。本稿註 37) 参照。
- 12) 「王の èš-èš の祭り」(èš-èš-lugal) のさいには、「王宮より」そして「bal のエンシより」羊等が持参された。UET III 107, 110, 113, 122, 128, 136, 137, 138, 188.
- 13) Th. Jacobsen, 'Book Review of UET III', *AJA* Vol. 57 (1953), p. 126.
- 14) すでに半世紀前ルグランがこの事実気付いていた。L. Legrain, *Le temps des rois d'Ur*, 1912, p. 24, n. 2. ただし彼は a-ka……ba-a-gar の解釈を問題としているのであって、「王の支出」を考察しているのではない。
- 15) 「王の奉納」(sá-dug₇-lugal), 「ニップールにおける níg-diri-šà-ud-da の支出」(zi-ga-níg-diri-sa-ud-da-ka-šà-Nibru^{ki}) そして「ウルにおける奉納」(sá-dug₇-šà-Uri^{ki}-ma) が「王の支出」と総括されている。ただ níg-diri-šà-ud-da の正確な語義は不明。
- 16) H. Radau, *Early Babylonian History*, 1900, p. 292.
- 17) ヤコブセンは UET III の書評のさいには、bal の意味を明確にのべていないが、以前に書いた 'Primitive Democracy in Ancient Mesopotamia' *JNES*, Vol. II (1943), p. 170, n. 66. においては bal を 'term of office' と明記しているし、またその後も bal を同様に解し、そしてこの EAH 134 も各地のエンシ達の bal を表したものと考えているようである。id., 'Early Political Development in Mesopotamia,' *ZA*, N. F. XVIII (1957), p. 109, n. 35. ただ彼は上述の3論文において、ラガシュ出土 bal テキストにはまったく言及していない。

EAH 134 は重要な意義を持ったものとしてしばしば引用されている。たとえば Cambridge Ancient History, Vol. 1, 1923, p. 437. あるいは L. Delaporte, *Les peuple de l'orient méditerranéen I: Le proche-orient asiatique (Clio I)*, 1948, p. 107. なお本書戦前版の邦訳では、板倉勝正訳『東方古代世界史』昭和18年, 96頁。しかしながら、これらが EAH 134 をラガシュ出土 bal テキストと関連せしめているかどうかは確かめることができなかった。
- 18) BIN V 80 には「ニップールにおける bal の支出」(zi-ga-bal-a-šà-Nibru^{ki}) もある。
- 19) ウル王のためにラガシュではシュルギ神殿, アマル・シン神殿等が造られた。これらが経済組織としても重要な役割を果たしていたことは、たとえば第1表, 第5表におけるシュルギ神殿の規模から明らかである。
- 20) 泥章は Col. I, III の冒頭部分が欠損している。確認し得る部分の面積合計は 80 bùr 3¾ iku (509.36 ha) となる。欠損部分には2名の engar が担当した耕地面積が記されていたはずであり、engar は 6~8 bùr の直営地耕作のさいの責任者であるから (本稿 註28) 参照, この

泥章に書かれていた耕地面積は、92~97 bùr (584.24~616.00 ha) 程度であったろう。

- 21) AT 40 には、^dUtu-bar-ra dumu A-tu が「エンシの牛と共に働いた雇傭労働者」(または雇傭労働者およびエンシの牛か) (^álú-ḥun-gá-gud-ensí) のために大麦を受取っている。

ところで ^dUtu-bar-ra dumu A-tu と Ba-ad-da-rí がたがいに関連する人物ではないかと推定させる材料がある。HL 55 より Ba-ad-da-rí のもとで捕虜集団 dumu-díḅ-ba そして uku-uš-ensí 達が直営地耕作に動員されたことがわかる。書かれている耕地名より、HSS IV 28, STA 319 の Ba-ad-da-rí と同一人物であると判断できる。さらに AT 38, CT I 94-10-16,4 の Ba-ad-da-rí とも同一人物であるとしてよかろう。そして当時 dumu-díḅ-ba 集団の監督者は Ba-ad-da-rí および ^dUtu-bar-ra なる人物の2名であったことが HL 32, TUT 111, ITT III 5395 より確められる。この dumu-díḅ-ba の監督者 Ba-ad-da-rí と、dumu-díḅ-ba および uku-uš-ensí 達を耕作に動員していた HL 55 の Ba-ad-da-rí とは、実は同一人物ではないか。そして dumu-díḅ-ba 集団の他ひとりの監督者 ^dUtu-bar-ra も TUT 4 の「エンシの耕地」の責任者 ^dUtu-bar-ra dumu-A-tu と同一人物ではないだろうか。

- 22) 当時のラガシュのエンシについては、A. Falkenstein, *op. cit.*, Ier Teil, S. 5-7.

- 23) ラガシュのエンシ職は世襲制ではなかったとしてまちがいないようである。たとえば Ur-^dLama には数人の子供の名が確められるが、彼らはいずれも後にエンシとしては登場しない。またアマル・シン王治世第9年よりイビ・シン王にかけてラガシュのエンシであった Arad-^dNannar は、ウル王の重職 *sukkal-maḫ* でもあり、また他都市のエンシ職をも兼ねていたことが知られている (SAK 148, 22a)。ところで彼の父 Ur-^dŠul-pa-è もやはり *sukkal-maḫ* であった。しかし Ur-^dŠul-pa-è がラガシュのエンシとなった事実はない。したがって Arad-^dNannar は父の *sukkal-maḫ* の職を継ぎ、そしてウル王より新しくラガシュのエンシ職に任じられたということになる。24) HL 55, 註 21) 参照。

- 25) 耕地は *gán-uru₄-a* および *gán-bal-a* に2分されているが、これらの正確な語義はいまだ不明。この TUT 5 のみならず他泥章においても *gán-uru₄-a* と *gán-bal-a* が区別されるが、一般に *gán-uru₄-a* に比較し *gán-bal-a* はごく小面積。E. Ebeling u. B. Meissner (hrsg.), *Reallexikon der Assyriologie*, IIIer Bd., 1957 の 'Feld' の項において、エーベリングは *gán-bal-a* を 'Feld in Brache liegen lassen' としている。*gán-uru₄-a* が「耕された畑」とも訳し得るところから彼の解釈が生れたと考えられるが、*gán-bal-a* も *gán-uru₄-a* とまったく同様に播種されているので、この解釈は不適當であろう。

- 26) The Assyrian Dictionary (ed. by Chicago Oriental Institute) の *alpu* の項では、*gud-mul* のセム訳と考えられる *GUD ša kakkabti [še]ndu'* (YOS III 117:13) に 'an ox that is branded with a star' の訳が与えられている。が、泥章における実際の脈絡は不詳。

- 27) 他泥章においてもこの3種の播種耕地が通例である。他に 2 gur (505.21), 1 gur 195 sila

(416.791) あるいは 1 gur (252.61) 播種する耕地もみられるが、ごく小面積といってよい。ただ一枚例外的な泥章 RTC 409 が存在している。これによれば、大麦耕地はすべて 2 gur 播種されているのである。泥章は大きく破損しており、耕作担当者も不明であるが、耕地中に a-ša-ša-giš-tir-é-d.Amar-d.Sin がみられ、泥章作成年は少なくともアマル・シン王時代以後とわかる。これに対し他の播種テキストはシュルギ王治世後半の年代を持つ。つまりこの RTC 409 のみ、他と年代的にかなりずれているのである。RTC 409 が作成された頃には播種量も 1 bùrにつき 2 gur が一般的となっていたのか、それとも RTC 409 のみが例外であったのかは、現段階では確めることができない。

- 28) TUT 5 諸神殿の項目末尾には、ただ数字のみが記されている。この数字が engar の人員数を示すものであることは、種々の観点から証明できる。たとえば TUT 5 と同年の AT 49 には、ニンダラ神殿 Seš-kal-la 監督のもとに、6人の engar が大麦を収穫したことが記されている。そして TUT 5 Seš-kal-la の項目末尾の数は7ないし8である。この数を engar の人員数としても不自然ではないことがわかる。engar 達によって大麦が収穫された後に次季の播種が行なわれたわけであり、収穫テキスト AT 49 と播種テキスト TUT 5 とは一季のずれがあるはずである。季毎に耕地面積に多少のずれがあるのは当然であり、ひとりないしふたりの人員差が生じたと考えられる。また TUT 1 はナムカニ神殿の大麦収穫を記したものであって(泥章作成年は不明)、Ma-an-sum 配下の engar が13人、A-kal-la 配下の engar が14人存在している。そして TUT 5 では Ma-an-sum の項目末尾の数は15、A-kal-la のそれは $10+x$ である。TUT 1 の数と近似していることが確認されよう。

TUT 5 神殿項目末尾の数を engar の人員数であると仮定すれば、ひとりあたりの担当耕地面積を算出できるはずである。計算の結果、ひとりあたり 6~8 bùr (38.10~50.80 ha) 程度となる。これは、耕地面積と収穫量を記した数多くの泥章内の engar の担当面積とまったく一致する。以上より TUT 5 神殿項目末尾の数を engar の人員数と考えてまちがいない。そしてこの数字は、最後の2耕地の項目には書かれていないのである。

なお従来よりウル第三王朝時代の engar は通常の耕作者と考えられてきた。しかし神殿に所属する engar がごく小数であることは、これまでの解釈が不適當であることを示唆しているのではないか。さしあたっては、engar を直営地耕作のさいの直接的責任者としておく。

- 29) 末尾には「シュルギ、[ガル]アラムおよびニンギシエジダ神殿の耕地」(gán-uru₂-a-è-d.Šul-gi-é [-d.Gál-] alim-ù-é-d.Nin-giš-zi-da) と書かれているが、é [-d.Gál-] alim は é-Nam-ħa-ni の誤写であろう。
- 30) 末尾 125 bùr の「エンリル神の耕地」には雇傭労働者 lú-ħun-gá が耕作に動員され、彼らに大麦 50 gur が支給されている。欠損しているナムカニ神殿 A-kal-la の項目部分をのぞき、3神殿内の「エンリル神の耕地」には lú-ħun-gá は存在していない。したがって、もし末尾

125 bùr が3神殿項目内の「エンリル神の耕地」の合計を記しているのであれば、A-kal-la 担当の「エンリル神の耕地」面積が 30 bùr そして lú-ḥun-gá への大麦が 50 gur と記されていたはずである。しかしながら A-kal-la 担当の全耕地における lú-ḥun-gá への大麦量でさえ、10~20 gur 程度であったことが泥章より判読できるのである。したがって泥章末尾の「エンリル神の耕地」は、3神殿項目内のそれとは別個のものであることがわかる。

- 31) 筆者の利用し得るラガシュ出土泥章中には、エンリル神殿の名は見出されない。都市の主要神殿については本稿第3表、その他の神殿についてはたとえば HSS IV 54 参照。
- 32) したがって a-šà-gud-mul は「神のための耕地」と訳すべきか。
- 33) ダイメルは na-da-tum を Lager, Dépôt としているが (ŠL 70, 90), オッペンハイムは地名と解釈している。L. Oppenheim, *Catalogue of the Cuneiform Tablets of the Wilberforce Eames Babylonian Collection in the New York Public Library*, 1948, p. 23. 現段階ではいずれとも決定し難い。ただ na-da-tum は家畜と密接に関連してテキストに現れる。
- 34) 筆者は3種の播種耕地のうち 1 gur 60 sila 播種耕地を最も良質の耕地と考える（これについては別稿で論じたい）。とすればこれが「エンリル神の耕地」に集中して不自然ではない。
- 35) HL 372 においても神殿関係の記述のみが šabra-sangu-ne とされ、他と明確に区別されている。つまり šabra-sangu-ne は「諸神殿組織に関する……」といった意であろう。
- 36) あとひとつの耕地「エスダル耕地」については現段階では不明というより他はない。筆者の手元の泥章では、他に CT VII 17756, OBTR 106 にこの耕地の名がみられる。
- 37) 当時の土地生産性を知るためには、RTC 407 がすこぶる重要である。しかもこれには筆者が知り得る最大の大麦量、最大の耕地面積が記されている。泥章はかなり破損しているので、正確に読みとれる裏面後半部をまず手がかりとして、この泥章の意義を解明しておきたい。後半部は以下のとおり。

4261 bùr (の耕地面積)

その大麦量 (は) 35 gur₇ 1830 gur (である)

そのうち 21 gur₇ 2862 gur 100 sila が持参された

不足分 (は) 13 gur₇ 2607 gur 200 sila である

シュルギ王治世第32年

注目すべきは、大麦量 35 gur₇ 1830 gur (32,289.86 kl, 179,000 石) をその耕地面積 4261 bùr (27,059.05 ha) で割れば、面積 1 bùr につきちょうど大麦量 30 gur という数字が得られるのである。そして数字の一部が欠損している表面部は、

4134.5 bùr (の耕地面積)

その大麦量 (は) 34 gur₇ 1635 gur (である)

そのうち 35 gur₇ 3000 gur+[] が持参された

超過分は〔 〕

シュルギ王治世第〔 〕年

となるわけであるが、この部分においても大麦量 34 gur₇ 1635 gur (31,331.24 kl, 173,690 石) を面積 4134.5 bùr (26,255.73 ha) で割れば、やはり面積 1 bùr につきちょうど大麦量 30 gur という数字が検出できる。泥章欠損部にも、あと1年ないし2年間の同様な記述が存在していたにちがいない。つまり RTC 407 には、シュルギ王治世第30年前後数年間にわたり、4100~4300 bùr 程度の大麦耕地面積、そして面積 1 bùr につき 30 gur の割合で計算された大麦量、ついで実際に持参された大麦量、最後に両者の差額、が記されているわけである。

この 1 bùr につき 30 gur とは、シュメール人自身による予定収穫量に他ならないであろう。そして持参大麦量がほぼ実収入に等しいのではないか。ヤコブセンは、当時 1 ha につき平均 1460 l の大麦収穫があったとしている。(Th. Jacobsen and R. M. Adams, 'Salt and Silt in Ancient Mesopotamian Agriculture', *Science*, Vol. CXXIII (1958), p. 1252)。当時の度量衡に換算すれば、1 bùr につき約 36.7 gur の収穫量となる。これはシュメール人自身による予定収穫量と筆者が推定した 1 bùr につき 30 gur よりかなり高い。しかしヤコブセンはその算定過程を明らかにしていない。筆者は収穫量の記されている数十の泥章より、当時の大麦平均収穫量はやはり RTC 407 の記述どおり、1 bùr につきほぼ 30 gur 程度と算定するが、煩雑な手続計算を必要とするので稿を改めて論じたい。なお 1 bùr = 6.35 ha, 1 gur = 252.6 l であるから、1 bùr につき 30 gur とは 1 ha につき 1200 l の収穫ということになる。また当時 1 bùr につき 1 gur 150 sila (1.5 gur) 播種するのが通例であったから、播種量の20倍の収穫をあげ得たわけである。

もちろん年によって収穫に増減があったことは当然である。現に RTC 407 前半部(年不明)においては、1 bùr につき 31.2~31.3 gur, また後半部シュルギ王治世第32年には、1 bùr につき 18.4 gur が持参されている。これらがほぼ、それぞれの年の実収量に近いであろう。ともあれ CT X 12922 の大麦収穫量総計 24 gur₇ 2691 gur 47 sila (22,504.43 kl, 124,750 石) を、3年前に作成された TUT 5 の大麦耕地総計 3664 bùr 2½ iku (23,268.75 ha) で割った値、すなわち面積 1 bùr につき約 24.3 gur, は不自然な数字ではあるまい。

RTC 407 内の大麦耕地面積が、TUT 5 の面積に近いことにも注意したい。おそらく RTC 407 には TUT 5 と同様に、それぞれの年における都市の全播種直営地面積が書かれていたのであろう。ところで収穫量が書かれた泥章では、耕地面積中に収穫のいまだない開拓地 gán-SIR が含まれているのが通例である。RTC 407 にも同様に gán-SIR が含まれているとすれば、実際に収穫された耕地の面積は TUT 5 の数字により近づくのではないか。ただその場合には、実収量は 31.2~31.3 gur そして 18.4 gur より少々高くなる。

38) 「エンリル神の大麦」がラガシュ外へ、すなわちニップールへ、送り出されたものであるこ

とは、「エンリル神の大麦」が多数の船舶に積載されていることを記した RTC 254 より明らかである。また大麦がニップールに輸送されている事例は、数多くの小泥章より検出される。

39) CT VII 12926 には諸神殿の「直営地の大麦」の他に、1902 gur 20 sila (480.46 kl) の「A-SAG-UŠ の大麦」(šc-A-SAG-UŠ) および 3 gur₇ 2226 gur 285 sila (3,290.61 kl) の「旧い大麦」(šc-sun) が収入とされている。そして「直営地の大麦」および「A-SAG-UŠ の大麦」が「新しい大麦」(šc-gibil)——おそらくこの会計年度中に新しく収入とされた大麦の意——とまとめられているのであるから、「エンシの耕地」よりの収穫量が CT VII 12926 内に記されているとすれば、「A-SAG-UŠ の大麦」中に求められなければならないだろう。「直営地の大麦」は諸神殿の担当した耕地よりの大麦量のみであることは、幾度も触れておいた。さて現段階では A-SAG-UŠ は言語学的にまったく意味不明。そして面積 1 bùr あたりの平均収穫量を 24.3 gur とすれば、1902 gur 20 sila の大麦を収穫するためには約 78 bùr の耕地が必要である。しかしいわゆる「エンシの耕地」は 90~100 bùr の面積を占めていたのである (CT I 94-10-16,4)。したがってこの「A-SAG-UŠ の大麦」が「エンシの耕地」よりの収穫とは考え難いことがわかる。また「A-SAG-UŠ の大麦」が「エンシの耕地」よりの収穫であると仮定すれば、この会計年度における新収入は直営地収穫のみとなり、他種の大麦収入がまったく存在しないことになる。これも考え難い。したがってかかる「エンシの耕地」よりの大麦は CT VII 12926 には記されなかった、つまりエンシの私的家計内での消費に用いられた、とするのが妥当ではあるまいか。

40) ここで CT VII 12926 が「ギルスにおける全大麦量」と総括されていることが問題となろう。ギルスとはラガシュ都市の中核をなす地区であり、エンシの官庁もこの地区に所在していたようである。当時のラガシュ都市のエンシは、ときに「ギルスのエンシ」(ensí Gír-su^{ki}) とも呼称されることがある。ギルスでもってラガシュ都市全体が意味されているわけである。そして CT VII 12926 が作成された年にも、当時のエンシ Ur-d.Lama が「ギルスのエンシ」とされている (BIN V 128)。したがって CT VII 12926 の「ギルスにおける全大麦量」は「ラガシュ都市における全大麦量」の意であると考えてよい。

41) シュルギ王治世第43年に作成された HSS IV 29 はガルアリム神殿 Ur-d.Lama の監督のもと、計 103 bùr 6 iku (656.21 ha) の直営地耕作が行なわれた記録である。耕作のための諸費用は以下のごとくまとめられよう。

耕作諸費用	大麦量
播種量 gán-uru ₄ -a	153 gur 195 sila
gán-bal-a	9 75
雇傭労働者への大麦	46 153
農夫のウルの大麦	115
家畜用大麦	0

ウル第三王朝時代におけるラガシュ都市

そして同年の TUT 15 には、「ラガシュにおける沼沢地の耕地」(a-ša-ambar-Lagaš^{ki}) における雇傭労働者への大麦支給が書かれている。ガルアリム神殿 Ur-d.Lama が受取っている

神 殿	代表受取り人	大 麦 量		
ガ ル ア リ ム	Ad-da	37 gur 108 sila (9.44 kl)		
	Ur-d.Lama	46	153	(11.75)
ナ シ シ ヌ	Níg-ú-rum	17	12	(4.30)
	Ur-é-ninnu	12	297	(3.28)
ウ ル カ ル	Níg-ú-rum	18	213	(4.73)
	Nam-maḥ	21	48	(5.35)
ガ ト ム ム ド ヲ ッ	Ur-d.Ba-ú	25	177	(6.46)
	Ur-nigìn-gar	26	57	(6.61)
ニ ン ギ ル ス	Ur-d.Ba-ú	11	129	(2.89)
	記入なし	15	33	(3.82)
合 計		232	27	(58.63 kl)

大麦量が、HSS IV 29 におけるそれと一致していることが確かめられるであろう。もちろん都市のエンシより諸神殿への大麦分配を記したものが TUT 15 であり、また HSS IV 29 には分配された大麦を神殿が実際に消費したことが書かれているのである。整備された文書行政を典型的に示すものであろう。

- 42) かかる例は無数に見出される。
- 43) CT IX 20007 はイナンナ神殿による直営地耕作の記録であるが、この内に「イナンナ神の耕地」(a-ša-d-Inanna) がみられる。耕作担当神殿と耕地神名が一致するのは、筆者の知る限り、この CT IX 20007 のみである。
- 44) CT III 18343 を分析することによって、この事実を検出することができる。なお CT III 18343 はおそらくラガシュ出土泥章中最も長大なものであり、ランベールも重要な意義を持つ泥章であることを強調しているが、erín の分析は足りない。M. Lambert, 'Les finances de Lagash sous la IIIe dynastie d'Ur', *RA*, tom. 56 (1962), pp. 147-52.
- 45) Uru-ka-gi-na が現実の経済組織をいかに変革したかは、すこぶる難しい問題であろう。ここでは彼が理念的に都市神と結び付き得たことを考えればよい。
- 46) lú-hun-gá は1日 5 sila ないし 6 sila の大麦を支給されるのが通例であった。第5表 (TUT 5) においては、1日 5 sila ないし 6 sila 支給されたものと仮定して彼らの延べ人員数を推定しておいた。